

石巻市高齢者地域見守り活動に関する協定



石巻市（以下「甲」という。）と株式会社サンチャイルド（以下「乙」という。）は高齢者のための地域見守り活動に関する協力について、以下のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が連携して、乙が行う日常業務の範囲かつ当該業務に支障のない範囲において、石巻市内における高齢者のための地域見守り活動に協力することにより、高齢者が安心して生活できる環境づくりに貢献していくことを目的とする。

（対象者）

第2条 本協定において、乙が行う高齢者見守りの取組の対象者（以下「対象者」という。）は、主として乙の顧客とする。

（協力内容）

第3条 乙は、乙の従業員等が、業務による対象者宅等への訪問により、次の各号で掲げる異変等を発見し、その状況等を総合的に判断した上で必要と思われる場合には、別紙記載の甲が指定する連絡先へ連絡するものとする。

- (1) 訪問時は、いつも玄関に出て来るのに、玄関に施錠もなく、呼び出しても応答がない。
- (2) 郵便受けに新聞や郵便物がたまっている。
- (3) 日中に外灯が点灯している、日没後にカーテンが閉められていないなど、平常時と異なる状況である。
- (4) 罵声や物を投げる音が聞こえるなど、虐待を受けているおそれがあると推察される状況である。
- (5) その他、異変等が発生していると推測できる状況である。

- 2 前項の規定にかかわらず、生命に関わる緊急性があると乙が判断した場合には、乙の従業員は、救急車の手配や警察への連絡を行うものとする。
- 3 乙は、対象者が介護又はその他の生活上の課題に関する相談を希望した場合には、甲の指定する部署への相談を促すものとする。

（甲の責務）

第4条 甲は、第3条に基づき乙から異変等に関する連絡を受けた場合は、対象者に対して、必要な支援や対応を行うものとする。なお、甲は、情報を提供した者が乙であることについて、その対象者本人及び親族等、対象者に関係する第三者に開示しない。

- 2 甲は、高齢者地域見守りの取組について広報活動などを通じ地域住民に広く周知するとともに、乙が希望する場合は協力者としての乙の名称を公表する。
- 3 甲は、甲が行う高齢者地域見守りの取組の内容及び第3条第1項に定める連絡先に変更が生じた場合は、文書をもって遅滞なく乙に通知するとともに、必要に応じて協議を行うものとする。
- 4 甲は、乙が希望する場合、乙が管理する建物及び車両に高齢者地域見守りの取組協力事業所であることを示すステッカー類を掲示することを許可する。

（乙の責務）

第5条 乙は、第3条に定める取組を行った際、警察、消防等の行政関係機関から事情聴取を受けた場合には、積極的に協力するとともに、その内容を甲に報告するものとする。

2 乙は、本協定が理由の如何を問わず終了したときは前条第4項の規定により掲示したステッカー類を速やかに撤去しなければならない。

3 乙は、本協定に基づく取組によって知り得た個人情報については、高齢者地域見守りの取組に対する協力中又は終了後においても適切に管理し、第三者に提供、又は本協定に基づく取組以外の目的に使用してはならない。

（免責）

第6条 乙は、甲に対する連絡及び通報の有無により生じる不利益について、一切その責を問われないものとする。なお、乙による連絡及び通報の実施により、対象者その他の第三者から乙への苦情又は紛争等が発生した場合には、甲は乙に対して協力義務を負うものとし、甲乙間で協議・連携して当該苦情、紛争等の解決を図るものとする。

（有効期間と更新）

第7条 本協定の有効期間は、締結日から令和10年3月31日までとし、期間満了の2か月までに甲又は乙のいずれからも更新しない旨の意思表示がなされないときは、本協定は1年間、同一条件により更新されるものとし、以降も同様とする。

（協定の変更）

第8条 本協定の内容に変更の必要性が生じたときは、甲と乙で協議の上変更を行うものとする。

（協議）

第9条 本協定に定めのない事項又は疑義等が生じたときは、本協定の趣旨に従い、甲と乙による協議の上解決を図るものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれが署名捺印の上、各自その1通を保持する。

令和8年1月13日

甲 宮城県石巻市
石巻市長 齋藤正美 

乙 宮城県石巻市茜平2丁目2番地5
株式会社サンチャイルド
代表取締役 鈴木尚弘 